

一般財団法人重症筋無力症かけはし基金 評議員会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人重症筋無力症かけはし基金（以下「本法人」という。）の評議員会の運営に必要な事項を定め、その適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成等)

第2条 評議員会は、全ての評議員をもって構成し、法令に規定する事項及び定款で定めた事項につき決議する。

2. 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席し、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、法令で定められた例外に該当する場合を除き、当該事項について必要な説明をしなければならない。
3. 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料が、調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、当該調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
4. 評議員は、評議員会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(評議員、理事及び監事以外の出席)

第3条 評議員会は、必要に応じ、評議員、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(評議員会の種類・開催)

第4条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2. 定時評議員会は、年1回、事業年度終了後3か月以内に開催するものとし、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
3. 臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

第2章 招集

(招集権者)

第5条 評議員会は、評議員が裁判所の許可を得て招集する場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集決定)

第6条 評議員会を招集する場合（評議員が裁判所の許可を得て招集する場合を除く。）

には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
- (3) 評議員会の目的である事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）

（招集手続）

第7条 評議員会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項（議題）を記載した書面又は電磁的方法をもって、評議員会の開催日の3日前までに、各評議員に対して、招集通知をしなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第3章 議事運営

（議長）

第8条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議事項）

第9条 評議員会が決議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 評議員の選任及び解任
 - (3) 計算書類等の承認
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 前各号に定めるもののほか、法令又は本法人の定款に定める事項
2. 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載又は記録された事項以外の事項については、決議することはできない。

（決議の方法）

第10条 評議員会の決議は、法令又は本法人の定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席評議員の過半数をもって行うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 理事又は監事の責任の一部免除
 - (3) 定款の変更
 - (4) その他法令で定められた事項

(決議及び報告の省略)

第 11 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき評議員（その事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2. 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第 4 章 議事録

(議事録)

第 12 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に署名（電子署名を含む。）又は記名押印する。

第 5 章 雑則

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和 8 年 8 月 31 日から施行する。